# 答 申

### 第1 審査会の結論

和歌山県知事(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となった 別紙に記載の公文書開示請求(以下「本件開示請求」という。)について行った非 開示決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(平成 28 年和歌山県条例第 12 号)による改正前の和歌山県情報公開条例(平成 13 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。)第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 6 月 8 日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対し「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、 平成27年6月23日付け技第06090006号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成27年7月10日付けで行政不服審査法(平成26年法律第68号)による改正前の行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

#### 第3 異議申立ての内容要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、諮問第134号における答申の中で、和歌山県技術調査課職員は、請負代金500万円を超える一連の、一現場、一定期間に継続して行われた管工事であっても「別々に行うと言えば別工事」となり、建設業の登録をする必要はないと明確に述べているので、その法的根拠が分かる情報がないわけがないというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、審査会における説明及び意見の陳述を行わなかった。

- (1) 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町所在の個人の業者が請負代金 500 万円を超える 一連の、一現場、一定期間に継続して管工事を行って、未だ建設業の許可を取 らず、一年半たつが、1日も早く許可取得の強制もすることなく、不作為の状 態が継続中である。
- (2) 和歌山県技術調査課職員は、建設業法第3条違反行為であっても、「別々に行うと言えば別工事」となり、建設業の登録をする必要がないと明確に述べ、当該業者に対してなんら是正をさせることなく野放しにしており、その建設業の登録をする必要がない根拠となる情報がない訳がない。
- (3) なんでも不存在不開示にしておけば、済むと思うのは大間違いである。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書、審査会への提出 資料並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約する と、おおむね次のとおりである。

諮問第134号における答申で、請負代金500万円を超える一連の、一現場、一定期間継続して行われた管工事が、「別々に行うと言えば別工事になる」との記載があり、その法的根拠が分かる情報についての開示を求められたものである。

諮問第134号の対象となった処分では、異議申立人からの平成26年7月19日付け公文書開示請求書の公文書の名称その他開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項欄前段記載の『建設業法違反となる「一件の工事」であるかどうかの判定の基準となる情報』について、通常は契約書により判断するため、判定の基準となる情報は存在せず、これに係る公文書は存在しないことから、「作成又は取得していない」として非開示決定を行っている。当時、当該情報が記載された公文書があるかどうかを実施機関で保管している公文書を確認し、存在しなかったことから、当該決定を行ったものである。

本件開示請求においては、「別々に行うといえば別工事になる」という法的根拠 を求められているが、通常「一件の工事」の内容を精査することにより、「一件の 工事」であるか「別工事」であるかを判定することとなる。「一件の工事」につい ては基本的に契約書単位で判断し、判定の基準となる情報を記載した公文書はない ことから、本件開示請求に対しても、「作成又は取得していないため」の理由によ り非開示決定を行ったものである。

### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

## 1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

## 2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、本件対象公文書は、諮問第134号における答申の第4の2において、「別々に行うと言えば別工事」と記載されていることに関して、その法的根拠が分かる情報の記載された公文書である。

諮問第 134 号における答申では、「建設業法違反となる「一件の工事」であるかどうかの判定の基準となる情報」に係る公文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できるものであり、非開示決定処分は妥当と判断している。

「一件の工事」であるか「別工事」であるかは、契約書から「一件の工事」の内容を精査することにより判定するという実施機関の説明に不合理な点はなく、「別工事」となる法的根拠は、一件の工事であるかどうかの判定の基準となる情報に含まれるものであると認められる。

よって、実施機関が「作成又は取得していないため」の理由により、非開示決定 を行った本件処分は、妥当である。

#### 3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
平成 27 年 7 月 21 日	○諮問(実施機関)
平成 27 年 8 月 5 日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成 27 年 8 月 21 日	○異議申立人からの意見書を受理
平成 30 年 2 月 14 日	○審議
平成 30 年 4 月 24 日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成 30 年 5 月 23 日	○実施機関からの説明資料を受理
平成 30 年 5 月 29 日	○審議
平成 30 年 6 月 12 日	○審議
平成30年7月3日	○審議
平成 30 年 7 月 24 日	○審議

## [別紙]

## 本件開示請求の内容

1 11 N 13 - 3 H 13 - 3 - 5 - 1 3 H	
請求日	請求内容
平成27年6月8日	和歌山県情報公開審査会会長〇〇〇〇による平成
	27 年答申諮問第 134 号 4 頁 11 行目の〇〇〇〇〇
	○○による請負代金 500 万円を超える一連の、一現
	場、一定期間に継続して行われた管工事が、「別々
	に行うと言えば別工事になる」とする法的根拠が分
	かる情報。